

島根県周産期医療体制整備計画



平成25年4月

島根県

はじめに

本県においては、全ての県民がそれぞれの地域で安心して暮らせる社会を実現するため、良質かつ適切な保健・医療・福祉サービスの効率的な提供を目指しています。

しかし、近年、病院に勤務する産婦人科医をはじめとした医師の減少や分娩取扱施設の減少などにより、安心して子どもを生み育てる環境の維持が極めて厳しい状況になっています。

国は、脳内出血を起こした妊婦が死亡するという事案を受けて周産期医療体制整備指針を定めるとともに、医療提供体制の確保に関する基本方針を改正し、将来を見据えた周産期医療体制の整備を進め、地域における周産期医療を適切に提供していくために、都道府県に対して周産期医療体制整備計画の策定を求めています。

このような状況の中、県では、医療関係者、行政、地域住民が周産期にかかる危機的な問題について共通認識を図り、限られた資源を有効に活かし、地域における周産期医療の適切な提供をするため、平成23年度に、県西部の産婦人科医不足の状況も踏まえ、周産期医療を維持するための方策を検討する「周産期医療のあり方検討会」を設置しました。

平成23年12月には、「周産期医療体制のあり方についての報告書」をとりまとめ、この報告書の提言を踏まえ「島根県周産期医療体制整備計画」を策定しました。

本計画においては、「医師確保対策、助産師確保対策を推進し、安全・安心なお産ができる環境の維持・改善を図る」ことを基本方針として、「島根県周産期医療ネットワークの充実強化」及び「地域における周産期医療関連施設の機能分担と連携強化」を目指し、8つの重点的取り組みを定めて周産期医療体制整備を進めることとしています。

今後、この計画の推進にあたり、県民の皆様の御理解と御協力を賜りながら、関係機関の連携のうえ着実に取り組んでまいります。

終わりに、計画の策定にあたり御尽力いただいた島根県周産期医療協議会、各圏域における周産期医療体制検討会の委員の皆様をはじめ関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

平成25年4月

島根県健康福祉部長 原 仁史

島根県周産期医療体制整備計画 目次

はじめに

第1章 基本的事項

1 計画の策定趣旨	1
2 周産期医療体制整備計画の位置付け及び性格	1
3 基本的な考え方	1
4 計画の期間	2

第2章 周産期を取り巻く現状と課題

1 島根県の主な母子保健統計等	3
(1) 出生	
(2) 低出生体重児	
(3) 死亡	
(4) 人工妊娠中絶	
(5) 二次医療圏別の状況	
(6) ハイリスク妊婦・新生児の状況	
(7) 重症児等の状況	
2 周産期医療ネットワーク	14
(1) 施設・病床数	
(2) 各施設における分娩の状況	
(3) 周産期母子医療センター等の状況	
3 中核となる医療機関と地域周産期医療関連施設における機能分担	20
4 周産期医療を担う医療従事者	21
(1) 医師	
(2) 助産師・看護師	
5 医師と助産師間の連携	29
6 搬送体制	29
7 妊婦健康管理	30
8 地域住民への啓発	30
9 重症児等の支援	30

第3章 周産期医療体制の方向性

1 周産期医療ネットワーク	31
2 中核となる医療機関と地域周産期医療関連施設における 機能分担と連携の推進	31
3 医療従事者の確保	31
4 医師と助産師間の連携	31
5 搬送体制の強化	32
6 妊婦の健康管理の充実	32
7 地域住民への啓発	32
8 重症児等の支援	32

第4章 周産期医療体制整備計画の推進

1 周産期医療体制整備計画の推進体制と役割	33
2 周産期医療体制整備計画の評価	33
3 周産期医療体制整備計画の周知と情報公開	33

資料	34
----	----